

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 21 年度

条 例 名	神奈川県職員定数条例		
条 例 番 号	昭和 24 年神奈川県条例第 46 号	法 規 集	第 2 編第 2 章
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 172 条第 3 項に基づき、知事部局等の職員の定数を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	地方自治法第 172 条第 3 項の規定に基づき、知事部局等の職員の定数を定めたものであり、必須の条例である。	
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	職員の定数は、行政システム改革の取組みを踏まえ、毎年度見直しを行い、適正な人数となっている。	
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	職員の定数は、行政システム改革の取組みを踏まえ、毎年度見直しを行い、必要最小限の人数を定めており、効率的である。	
	基本方針適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	職員の定数は、行政システム改革の方針に応じて、毎年度見直しを行っており、常にその方針に適合したものとなっている。	
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	地方自治法第 172 条第 3 項の規定に基づく条例であり、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・ 廃止 の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、現時点での課題は見受けられない。	行政システム改革の取組みを進める中で、適宜改正を行っていく。
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>